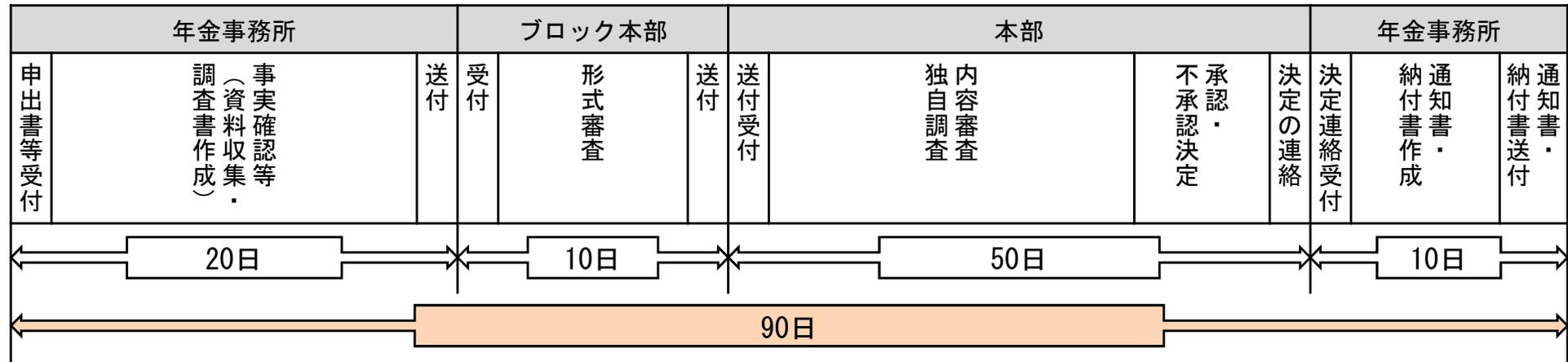


標準処理期間について

- 特定事由に係る申出等に係る事務の標準処理期間（行政手続法（平成5年11月法律第88号）第6条に規定する期間）については、90日とする予定。



[参考]他の年金事務の標準処理期間

- ・ 国民年金原簿の訂正請求
 - 一定の条件を満たし年金事務所のみでの訂正処理が完結する場合 65日
 - 地方審議会の審議を経て訂正処理が完結する場合 168日
- ・ 裁定請求
 - 老齢基礎(厚生)年金 加入状況の再確認を要する場合 2ヶ月 加入状況の再確認を要しない場合 1ヶ月
 - 遺族基礎(厚生)年金 加入状況の再確認を要する場合 2ヶ月 加入状況の再確認を要しない場合 1ヶ月
 - 障害基礎年金 3ヶ月
 - 障害厚生年金 3ヶ月半

[参考条文]行政手続法 (標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。